

意見書案第 20 号

介護保険制度の改善を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 2 年 12 月 22 日

大津市議会議長

八 田 憲 児 様

提 出 者	伴	孝 昭
	桐 田	真 人
	西 村	和 典
	井 内	律 子
	笠 谷	洋 佑
	河 村	浩 史
	神 田	健 次
	津 田	新 三
	鳥 井	義 徳
	細 川	俊 行

介護保険制度の改善を求める意見書

介護保険制度は、その創設から20年が経過し、サービスの利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービスの提供事業所数も増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきている。一方、高齢化に伴い介護費用の総額も制度創設時から約3倍の11.7兆円になるとともに、第1号保険料の全国平均は6,000円に達しようとしている。

我が国においては、総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していく。いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれ、第1号保険料は9,000円に達すると見込まれている。また、第2号保険料についても、2018年度の保険料率は1.5%程度であるが、2040年には2.6%程度に増加することが見込まれる状況である。こうした状況の中で、必要な保険給付等を行うと同時に、給付と負担のバランスを取りつつ、保険料、公費及び利用者負担の適切な組み合わせにより、制度の持続可能性を高めていくことが必要である。しかし、国民の大幅な所得の伸びが見込めない現状において、低・中間所得者層の利用者負担や社会保険料の増加は、高齢者のみならず現役世代、中小企業にとって大きな負担となる。

また、現在、介護関係職種の有効求人倍率が平成30年度で3.95倍となるなど、介護人材不足の状況はますます厳しくなっている。国の推計では、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保することが必要とされている。さらに、2040年を見据えると、2025年以降は介護の担い手である現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が課題となる。国においては、これまでから介護職員の処遇改善に取り組んでこられているものの、処遇改善は介護人材確保対策の最も重要な柱であり、継続的な取組が必要である。

介護保険制度は、高齢者の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを理念とし、要介護状態等の軽減、悪化の防止に資するよう、必要な保険給付等を行うものである。

よって、国及び政府においては、今後、2040年に向けて、介護保険制度が果たす役割は一層大きくなると考えられることから、介護保険制度が社会連帯の精神に基づき共同してリスクに備える共助の仕組みであることを基本に、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 給付と負担の見直しに当たっては、特に低・中間所得者層の負担増となら

ないよう配慮すること。あわせて、低・中間所得者層の負担軽減策は国費によって行い、地方公共団体の財政的負担増とならないよう配慮すること。

- 2 介護人材確保のため、介護報酬の改定なども視野に入れ、介護職員のさらなる処遇改善を着実にを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月22日

大津市議会議長 八 田 憲 児

内閣総理大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長 あて